

# 藻類

## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和32年5月 May 1957

### 目次

|  |                |    |
|--|----------------|----|
| 牧野先生の思い出 .....   | 岡田 喜一          | 1  |
| 紅藻エゾナメシの雌性器官 .....   | 時 田 郁<br>正置富太郎 | 5  |
| 陸奥国大間産紅藻アカハダの体の構造と<br>生殖器官に就いて .....   | 川端 清策          | 8  |
| 紅藻ニセカレキグサ及びアカバに於ける雌性<br>生殖器官の発達について .....  | 三上日出夫          | 14 |
| スギモクの胚における勾配の逆転 .....  | 中 沢 信 午        | 21 |
| ラッパモクの分布に就いて .....   | 山 田 幸 男        | 24 |
| “Algae” という名のイルカ .....   | 時 田 郁          | 25 |
| クロキヅタ <i>Caulerpa scalpelliformis</i> (R. BROWN) AG. var. ...<br><i>denticulata</i> (DECSN.) WEBER VAN BOS. の一産地 ..... | 野 村 義 弘        | 25 |
| 洞沼臨湖実験所の誕生 .....   | 佐 藤 正 己        | 25 |
| 新著紹介 ヘルムケ及びクリーゲル共著・<br>電子顕微鏡像における珪藻類の被殻 .....  |                | 26 |
| 学 会 録 事 .....  |                | 30 |

日 本 藻 類 學 會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

# 日本藻類学会会則

## (総 則)

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 大会の開催 (年1回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## (会 員)

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承諾するもの)
2. 名誉会員 (藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)
3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)

第7条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し名誉会員及び特別会員は会費を要しない。

## (役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 一 名 (任期は2ヶ年とする)

幹 事 若干名 (任期は2ヶ年とする)

会長は総会に於て会員中よりこれを選出する。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。

## (刊 行 物)

第10条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

## 附 則

この会則は昭和28年10月11日から施行する。